

井手町公告第64号

公 示 送 達 書

地方税法第20条の2第1項の規定により下記の書類を公示送達する。

なお、当町において保管し送達を受けるべき者の申し出があれば、いつでも交付する。

令和8年9月10日

京都府綴喜郡井手町長

西 島 寛 道



記

書類の種類	送達を受けるべき者の氏名又は名称
令和8年度町府民税・森林環境税の督促状	高倉 浩平
令和8年度固定資産税・都市計画税の督促状	狩野 素伸
令和8年度固定資産税・都市計画税の督促状	山口 翔
以下空白	

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。